

令和 6 年 5 月 16 日

健康福祉常任委員会資料

6 月定例会提出予定議案について

- 1 兵庫県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定・・・・・・・・・・ P. 2

病 院 局

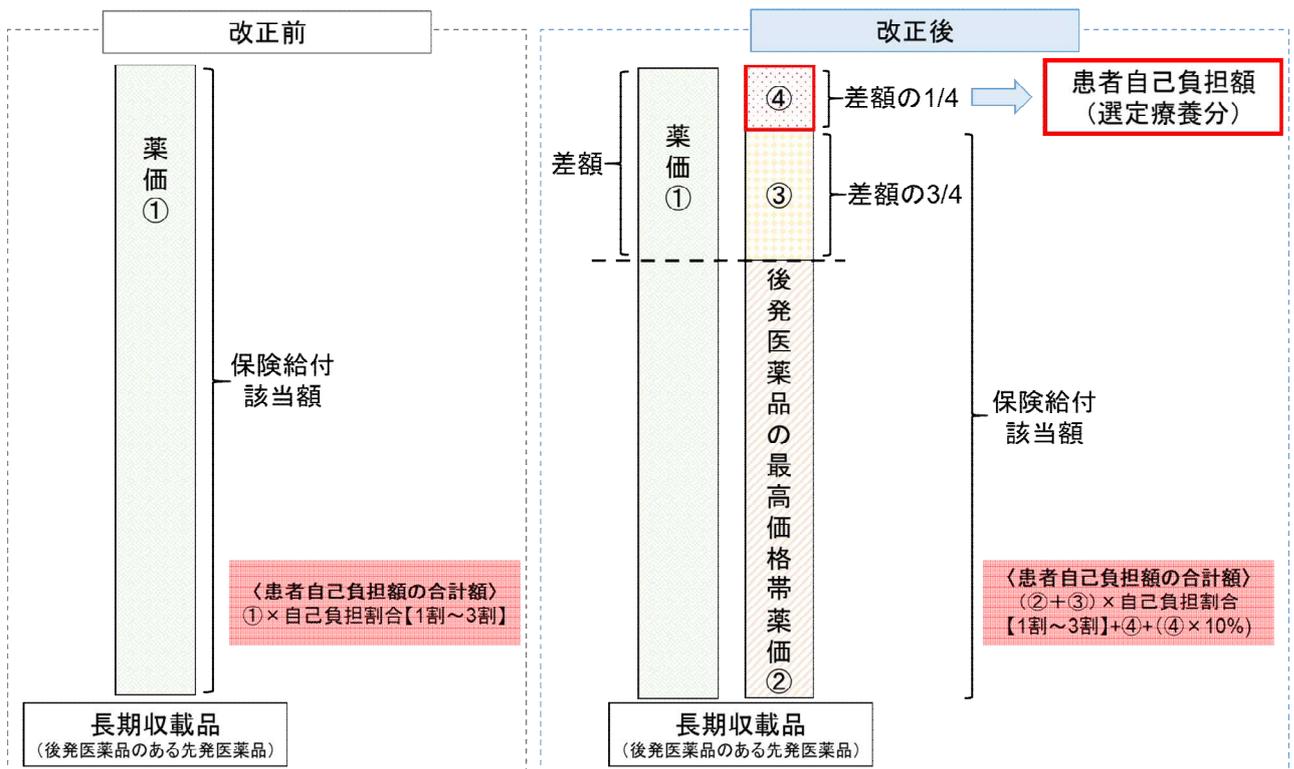
兵庫県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定

1 制定の理由

「厚生労働大臣の定める評価療養、患者申出療養及び選定療養等の一部を改正する告示」が公布され、本年10月1日から長期収載品（後発医薬品のある先発医薬品）に選定療養の仕組みが導入されることを踏まえ、選定療養費として長期収載品の料金に加算される患者自己負担額を管理規程で定める旨、兵庫県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する。

2 制度の概要

- (1) これまで全ての長期収載品は、薬価の全額が保険給付の対象となっていたが、今回の改正により、①後発医薬品の保険収載後5年を経過した長期収載品、②保険収載後5年未満でも後発医薬品への置換率が50%に達している長期収載品について、選定療養費として新たに患者の自己負担が発生する仕組みが導入される。
- (2) その自己負担額は、長期収載品の薬価と後発医薬品の最高価格帯との価格差の4分の1相当分の金額となる。（下図④の部分）
- (3) なお、長期収載品であっても以下の場合には選定療養の対象から除かれ、従来通り薬価全額が保険給付の対象となる。
 - ① 処方医又は保険薬局の薬剤師が医療上の必要から後発医薬品への変更を不可と判断した場合
 - ② 病院又は保険薬局において、在庫状況等から後発医薬品の提供を困難とした場合



3 改正の内容

選定療養の対象となる長期収載品の料金に加算される患者自己負担額について、管理規程で定めることを別表第1及び別表第3関係に明記する。

4 施行期日

令和6年10月1日

兵庫県条例第 号

兵庫県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

兵庫県病院事業の設置等に関する条例（昭和41年兵庫県条例第56号）の一部を次のように改正する。

別表第1告示に掲げるものの料金の款他の病院又は診療所に対して文書による紹介を行う旨の申出を行った後に受けた当該紹介の診療（緊急その他やむを得ない事情がある場合に受けたものを除く。）に係る料金の加算の項の次に次のように加える。

長期収載品（後発医薬品（保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則（昭和32年厚生省令第16号）に規定する後発医薬品をいう。）のある先発医薬品（同規則に規定する新医薬品等をいう。）をいう。別表第3において同じ。）の処方等又は調剤に係る料金の加算	別に管理規程で定める額
------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-------------

別表第3告示に掲げるものの料金の款他の病院又は診療所からの文書による紹介のない場合に受けた初診に係る料金の加算の項の次に次のように加える。

長期収載品の処方等又は調剤に係る料金の加算	別に管理規程で定める額
-----------------------	-------------

附 則

この条例は、令和6年10月1日から施行する。